

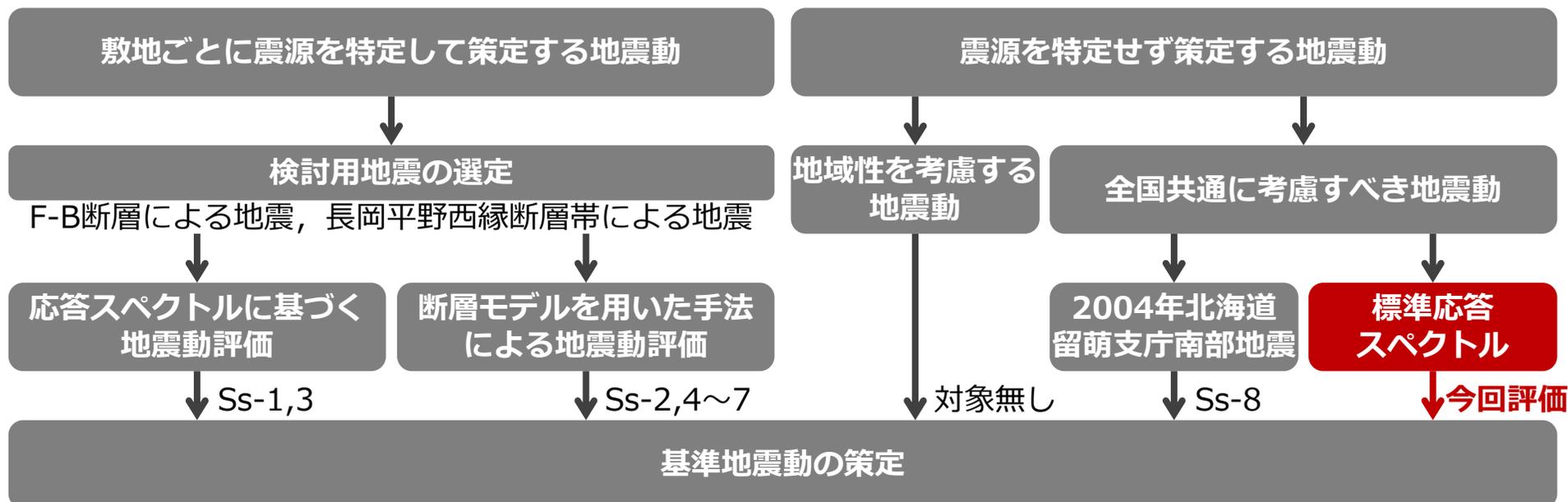
「震源を特定せず策定する地震動」に関する基準改正の概要



- 2021年4月21日に、基準地震動の策定のうち、震源を特定せず策定する地震動に関する基準※が改正
- 全国共通に考慮すべき地震動については、従来から考慮済の『留萌地震』に加え、今回新たに『標準応答スペクトル』に基づく評価が追加で求められることとなった
- 改正後の基準を適用しても、既許可の基準地震動を変更する必要がない場合には、その旨を説明する文書を3カ月以内に原子力規制委員会へ提出することができる

※ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」及び「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」

基準地震動の策定フロー（柏崎刈羽原子力発電所の基準地震動Ss-1～Ss-8）

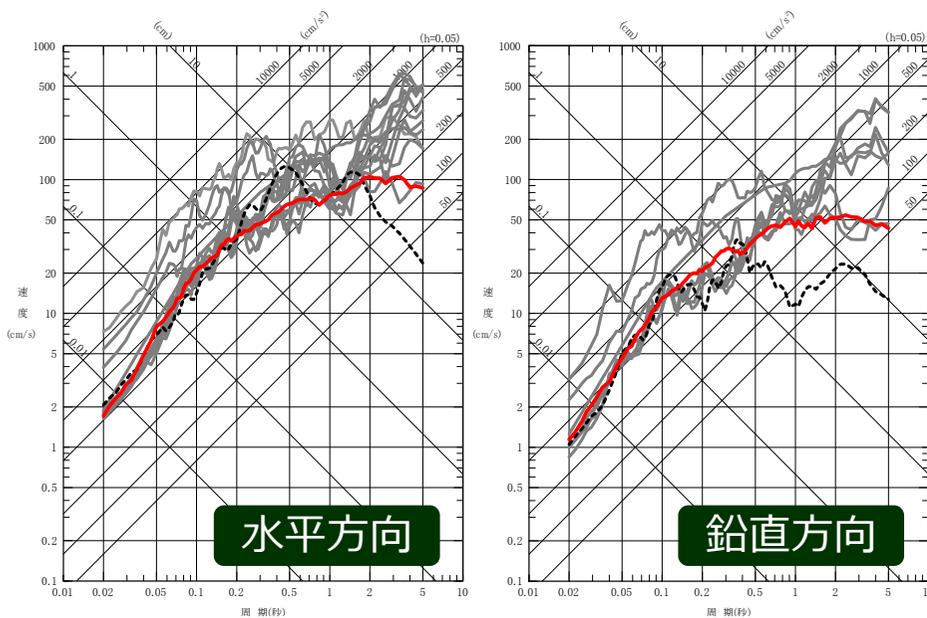


柏崎刈羽における標準応答スペクトルに基づく評価結果

- 標準応答スペクトルに基づく地震動評価を行い、既許可の基準地震動Ss-1～Ss-8と比較した結果、基準地震動への影響は無いことを確認
 - ✓ 評価結果は、全ての周期帯において**既許可の基準地震動を下回る**
 - ✓ 評価結果は、従来から考慮している留萌地震と大きな差がない
- **柏崎刈羽では基準地震動の変更が不要である**ことを説明する文書を提出

荒浜側
(1～4号機側)

— 基準地震動Ss-1～Ss-7
- - - 【参考】留萌地震
— 標準応答スペクトルに基づく評価結果



大湊側
(5～7号機側)

— 基準地震動Ss-1～Ss-7
— 留萌地震 (基準地震動Ss-8)
— 標準応答スペクトルに基づく評価結果

